

務	00	01	5年
令和11年3月末まで保存			

備 二 第 1 8 8 号

(警務、総推、生企、刑企、交企、備一)

令 和 6 年 3 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「警察本部庁舎浸水時における代替施設移転マニュアル」の修正について

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う最大クラスの津波被害が発生した場合における警察本部庁舎の浸水対策、指揮機能の維持、代替施設への移転等については、「警察本部庁舎浸水時における代替施設移転マニュアル」の策定について（令和5年8月15日付け備二第103号、以下「旧通達」という。）に基づき対応してきたところである。

今般、各種訓練等の結果を踏まえ、「警察本部庁舎浸水時における代替施設移転マニュアル（以下「本部移転マニュアル」という。）」を別添のとおり修正したことから、職員に周知の上、適切な対応に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 運用開始年月日

令和6年3月11日

2 修正の概要（別紙参照）

- (1) 残留警備本部の重要性
- (2) 残留警備本部の体制増強
- (3) 残留警備本部各班の任務等の細分化
- (4) 港町分庁舎における残留要員配置の見直し
- (5) 参集場所の事前調整
- (6) その他

3 留意事項

(1) 青森、八戸及び鱒ヶ沢警察署の対応

津波浸水想定域に署庁舎が所在する青森、八戸及び鱒ヶ沢警察署は、本部移転マニュアルを参考に、「署庁舎浸水時における代替施設移転マニュアル（以下「署移転マニュアル」という。）」を策定又は修正されたい。

なお、署移転マニュアルの策定・修正に当たっては、各警察署の「津波避難誘

導マニュアル」と齟齬のないように留意すること。

(2) (1)以外の警察署の対応

津波浸水想定域外に署庁舎が所在する青森、八戸及び鱒ヶ沢以外の警察署は、署庁舎の洪水による浸水や地震による損壊を想定し、代替施設への移動方法や具体的な運用方法について検討の上、「代替施設移転マニュアル」を策定すること。

担当 警備第二課災害対策室